

令和8年設楽町告示第22号

地方自治法第260条の2第10項の規定による認可された地縁による団体の変更は、次のとおりである。

令和8年4月1日

設楽町長 土 屋 浩

1 名 称

地縁団体三都橋

2 事務所

設楽町三都橋字上貝津38番地3

3 代表者の住所及び氏名

変更前 設楽町三都橋字上貝津2番地4 平松 博久

変更後 設楽町三都橋字上貝津38番地3 熊谷 久司

4 変更の年月日

令和8年4月1日

5 変更の理由

前代表者の任期満了により、新たに代表者を選出したため